

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から44年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和40年5月から44年3月まで

法定免除であった申立期間の国民年金保険料については、役場の職員から追納を勧められたので、同役場で納付した。

国民年金保険料を納付したときの領収書を現在は持っていないが、納付したときの状況を覚えているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月から44年4月までの国民年金保険料は法定免除とされていたが、45年4月からは現年度納付を行うとともに、49年4月に免除期間の一部追納や未納期間であった44年5月から45年3月までの保険料の特例納付を行うなど、未納解消に努めていたことが推認され、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和49年4月に申立期間②の直前の39年4月から40年4月までの期間に係る国民年金保険料の追納を行った後、49年11月には当該期間の直後の44年4月に係る保険料の追納を行っていることから、当該期間の保険料についても、この一連の追納や特例納付が行われた時期において追納を行ったと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料の追納を行ったのは昭和49年4月以降と考えられ、その時点では、時効により保険料を追納することができない上、申立人が保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年8月1日から20年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年8月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月15日とし、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月10日から20年9月1日まで

私は、昭和17年3月に国民学校を卒業と同時に国家総動員法により学校の推薦で、A社に作業員として同期のB氏とともに入社し、退社は、B氏より少し遅く、20年8月であった。

申立期間について、働いていたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、同僚の社会保険事務所を通じての証言により推認でき、申立人と同時に入社し、勤務形態もほぼ同一であった当該同僚は、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

また、申立人の勤務期間の始期については、昭和17年8月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している上記の同僚から、申立人と同じ時期に入社した旨の証言が得られ、終期については、申立人が、被災地の後片付けの作業を終えた20年8月まで同社に勤務したと申し立てており、社会保険事務所が保管する当該同僚が記載された同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、20年8月15日に資格喪失している被保険者が多数確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 17 年 8 月 1 日から 20 年 8 月 15 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同一の勤務形態であったとみられる当該同僚の社会保険事務所における記録から、30 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、確認することができないものの、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 17 年 8 月から 20 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、48年7月から9月までを11万8,000円、同年10月を13万4,000円、同年11月から51年8月までを15万円、同年9月を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から51年10月1日まで

私は昭和29年4月1日にB社に入社後63年2月2日に退職するまで継続して勤務し、47年2月1日から50年2月1日までの期間は、A社に出向していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間が空白になっている。申立期間当時のすべての給与明細書及び辞令も保管しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者だったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書の写し、申立人に係る雇用保険の記録及びB社から提出された労働者名簿により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にB社からA社に出向し、50年2月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなっていることから、昭和48年7月から9月までを11万8,000円、同年10月を13万4,000円、同年11月から51年8月までを15万円、同年9月を26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月 1 日から 50 年 2 月 1 日までの期間において、A 社は、申立期間当時の社会保険に関する資料は保管されておらず不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は 48 年 7 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月から 50 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 10 月 1 日までの期間において、B 社は、申立期間当時の保険料の納付に関する資料は無く、不明と回答しているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日は同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業所から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 50 年 2 月から 51 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

申立期間のうち、昭和 37 年 7 月以降、工場で働いており、国民年金保険料は、毎月自宅か職場まで集金に来ていた納付組合長に納付していた。夫が入院していた 43 年ごろ、同組合長から、昭和 37 年度から 39 年度の領収書を貸してくれと言われ、仕方なく夫婦二人分の領収書を貸した後、領収書はなくなった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金保険料を A 地区の納付組合長に毎月納付していたと主張しているが、戸籍の附票では昭和 37 年 8 月に B 地区から A 地区に住所を変更していることが確認でき、B 地区には居住しなくなったことから、国民年金被保険者名簿では、B 地区に関して「不在確認日 39.12.28」と記載されており、申立期間の国民年金保険料は同組合長に納付できなかったものと推認される。

また、申立人の保有する国民年金手帳の昭和 37 年度の国民年金印紙検認台紙の切り取り線の割印は昭和 40 年 10 月となっている上、申立人の保有する国民年金保険料領収書の「手帳預り年月日」欄には、「40.10.13 役所にて組合長」と記載され、40 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 40 年 10 月 13 日にまとめて納付した記録があり、組合長に毎月納付し始めたのは 40 年 10 月からと見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

婚姻後、妻が国民年金保険料の納付を始めたときに、私も同時に納付を始めた。保険料は、妻が毎月集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和44年7月ごろに集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が夫婦二人分を毎月集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年8月2日以降に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私は、昭和46年4月にA区役所に行ったところ、40年10月から45年までの国民年金保険料が未納になっており、今未納分を納付したら過去の期間についても完納になると説明を受け、現金で納付した。国民年金手帳に自分自身で、「41 42 43 44 45 全納」と記入した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月にA区役所で、40年10月から45年までの国民年金保険料が未納になっていると言われ、当該期間の保険料を現金で納付したと主張しているが、平成6年11月2日に厚生年金保険の記録が統合されるまで、申立人の国民年金被保険者記録は、昭和38年11月17日が国民年金の資格取得日となっており、厚生年金保険の期間（昭和38年11月から40年9月まで）も国民年金の未納期間とされていたことから、昭和46年当時に国民年金保険料の納付を請求されたとすれば、38年11月から未納になっていると考えられ、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人のA区の前住所地であるB区の国民年金被保険者名簿では、昭和42年度及び43年度の国民年金保険料がそれぞれ年度内に納付されていることが記録されていることから、申立人が昭和46年当時において、40年10月から45年までの保険料を納付したとする主張は不自然である上、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 23 日から 43 年 1 月 10 日まで  
② 昭和 43 年 9 月 2 日から同年 12 月 9 日まで

私はA社又はB社に昭和 41 年 5 月 23 日から 43 年 12 月 9 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①又は②において期間の特定はできないもののA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるが、B社における勤務実態については、同僚からの証言は得られない。

また、A社は昭和 42 年 3 月 22 日に、B社は 46 年 1 月 1 日に解散しており、事業主の連絡先も不明であるため、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、申立人の被保険者記録は確認できず、整理番号には欠落は無い上、申立人が同僚として挙げた者のうち一人は、未加入期間が2年間ほどであると述べている。

一方、B社に係る厚生年金保険被保険者原票においても、申立期間に係る申立人の被保険者記録は無く、整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から30年8月15日まで  
私は、昭和29年7月1日から30年8月15日まで、正社員としてA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の証言により推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間におけるA社の勤務状況を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。